



新婚世帯の新生活を応援します！

令和7年度

結婚新生活 支援事業補助金

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、
結婚に伴う新生活のスタートにかかる費用(家賃・引越費用など)の支援を行います。

婚姻日における年齢が
夫婦ともに29歳以下の場合
一世帯あたり

上限**60万円**

婚姻日における年齢が
夫婦ともに39歳以下の場合
一世帯あたり

上限**30万円**

※対象世帯にはいくつか条件があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

対象経費

- ①新居の住宅費・・・新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ②新居への引越費用・・・引越業者や運送業者に支払った引越費用

お問い合わせ

庄内町企画情報課まちづくり移住係（役場3階） 〒999-7781山形県東田川郡庄内町余目字町132-1

TEL 0234-42-0162

対象経費

①新居の住宅費

新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

②新居への引越費用

引越業者や運送業者に支払った引越費用

補助の上限

夫婦ともに**29歳以下の世帯**は、新居の住居費、引越費用合わせて

一世帯あたり、**上限60万円**

それ以外の世帯は、**上限30万円**

補助対象

次の①～⑦の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- 1 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- 2 申請日において新居に夫婦共に住民基本台帳に登録していること
- 3 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
(※奨学金を返還している場合は別途計算あり)
- 4 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 5 夫婦の一方または双方が過去にこの制度による補助を受けたことがないこと
(他市町村での補助を含む)
- 6 申請日から2年以上継続して庄内町に居住する意思があること。
- 7 その他、町が定める要件を満たす世帯。



必要書類

※予算に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

必ずご用意いただくもの

- 交付申請書【様式第1号】
- 婚姻後の戸籍謄本（婚姻日の確認できるもの）および住民票謄本
- 住宅手当支給証明書【様式第2号】
- 申請者の口座番号が確認できるもの（通帳の写し）

該当する場合にご用意していただくもの

- ご夫婦の所得証明書 ※令和7年1月1日に町内に住所を有していない方のみ
- ご夫婦の納税証明書 ※令和6年度分／町外に居住していた方のみ
- 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し ※住居費を支出した場合のみ
- 住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）に係る領収書の写し
※住居費を支出した場合のみ
- 引越費用に係る領収書の写し ※引越費用を支出した場合のみ
- 貸与型奨学金の返済した額を証する書類の写し（所得証明と同期間）
※貸与型奨学金の返済を行っている場合のみ

お問い合わせ・申請

庄内町企画情報課まちづくり移住係（役場3階） 〒999-7781山形県東田川郡庄内町余目字町132-1

TEL 0234-42-0162